

川口市自殺対策推進計画

第2次

～誰もが自殺に追い込まれることのない川口市へ～



令和6年3月

川口市

はじめに

本市の年間自殺者数は、平成 25 年以降、減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、自殺の要因となり得る様々な問題が生じたことなどにより令和 2 年と令和 3 年には増加し、毎年たくさんの尊い命が失われているという憂慮すべき状況にあります。



自殺は、その多くが「追い込まれた末の死」です。背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な要因があることが知られており、適切な支援や早期の介入により防ぐことのできる社会的な問題であると考えられます。

このことから、本市では平成 31 年 3 月に「川口市自殺対策推進計画」を策定し、市民の皆様のかげがえのない大切な命を守るため、生きることの包括的な支援として自殺対策の総合的な推進を図ってまいりました。

このたび策定した「川口市自殺対策推進計画（第 2 次）」では、これまでの計画で掲げてきた基本施策及び重点施策を継承しつつ、令和 4 年 10 月に閣議決定された国の新たな自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ、子ども・若者や女性を対象とした取り組みのほか、アウトリーチによる積極的な支援をさらに推進するなど、「多様な相談体制の充実」に取り組むこととしています。

本計画に基づき、「誰もが自殺に追い込まれることのない 助け合い、支え合うことのできる地域社会の実現」を目指し、市民の皆様をはじめ、関係機関・団体、企業と連携・協働しながら、一体となって自殺対策を推進してまいりますので、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました川口市地域保健審議会及び部会の委員の皆様、市民意識調査やヒアリング調査にご協力いただきました市民の皆様並びに関係者の皆様に心より感謝と御礼を申し上げます。

令和 6 年 3 月

川口市長 奥ノ木信夫

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって	1
第 1 節	計画策定の背景・趣旨	1
第 2 節	計画の位置付け	2
第 3 節	計画の期間	3
第 2 章	本市の自殺をとりまく状況	4
第 1 節	人口、世帯、主な死因、福祉等の状況	4
第 2 節	本市における自殺の現状	10
第 3 節	アンケート結果にみる市民意識	16
第 4 節	関係団体等へのヒアリング結果	26
第 3 章	本市における主な課題	31
第 4 章	前計画の主な取り組み	34
第 1 節	計画の数値目標	34
第 2 節	計画の進捗と課題	35
第 5 章	本計画の考え方	45
第 1 節	基本理念	45
第 2 節	基本方針	46
第 3 節	数値目標	49
第 4 節	施策の体系	50
第 6 章	6つの基本施策	56
基本施策 1	生きることへの希望がもてるつながりづくり	56
基本施策 2	多様な相談体制の充実	59
基本施策 3	子ども・若者が健やかに育つ環境づくりの推進	62
基本施策 4	市民への啓発と周知	69
基本施策 5	自殺対策を支える人材の育成	71
基本施策 6	地域におけるネットワークの強化	74

第7章	4つの重点施策	77
重点施策1	高齢者を対象とした取り組みの推進	77
重点施策2	勤労者を対象とした取り組みの推進	81
重点施策3	生活困窮者等への取り組みの推進	84
重点施策4	女性を対象とした取り組みの推進	86
第8章	計画の推進	88
第1節	計画の推進体制	88
第2節	計画の進行管理と評価	88
資料編		89
1.	川口市地域保健審議会条例	90
2.	川口市地域保健審議会委員名簿	92
3.	川口市地域保健審議会部会委員名簿	93
4.	川口市自殺対策庁内連絡会議設置要綱	94
5.	策定経過	97
6.	自殺対策基本法	98
7.	自殺総合対策大綱	102